

四 国 電 力 株 式 会 社
西条発電所 1 号機リブレース計画
環境影響評価方法書に係る
審 査 書

平成 2 9 年 1 月

経 済 産 業 省

目 次

1. はじめに
2. 特定対象事業特性の把握
 - 2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項
 - 2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化することとなるもの
3. 特定対象地域特性の把握
 - 3.1 自然的状況
 - 3.1.1 大気環境の状況
 - 3.1.2 水環境の状況
 - 3.1.3 土壌及び地盤の状況
 - 3.1.4 地形及び地質の状況
 - 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
 - 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況
 - 3.2 社会的状況
 - 3.2.1 人口及び産業の状況
 - 3.2.2 土地利用の状況
 - 3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - 3.2.4 交通の状況
 - 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - 3.2.6 下水道の整備状況
 - 3.2.7 廃棄物の状況
4. 環境影響評価項目
5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について
6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

1. はじめに

四国電力株式会社（以下「事業者」という。）の西条発電所は、1号機（15.6万kW）が昭和40年、2号機（25万kW）が昭和45年に営業運転を開始し、その後、1号機が昭和58年、2号機が昭和59年に石油から石炭へ燃料転換しており、現在、合計40.6万kWの石炭火力発電所として、四国の電力の安定供給に大きな役割を果たしている。

しかしながら、1号機は運転開始以来すでに50年以上が経過しており、今後、長期にわたって信頼性のある供給力として継続活用することが困難であることに加え、最新鋭の発電設備に比べ熱効率が低いことから、引き続き低廉で安定した電力供給を行うため、環境性及び経済性等を総合的に評価し、石炭を燃料とした最新鋭の超々臨界圧発電設備（USC）にリプレースすることとし、規模は事業者が保有している火力発電設備の多くが運転開始から40年を超える高経年火力発電設備であるため、将来的には代替電源の開発が必要となることや、現在商用化されている超々臨界圧発電設備（USC）の設備容量が50万kW以上であること等を総合的に勘案し、50万kWとしている。

本審査書は、事業者から、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、平成28年9月1日付けで届出のあった「西条発電所1号機リプレース計画環境影響評価方法書」で述べられている、事業者が選定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の妥当性についての審査結果を取りまとめたものである。

審査に当たっては、「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」（平成26年1月24日付け、20140117商局第1号）及び「環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」（平成27年6月1日付け、20150528商局第3号）に照らして行い、審査の過程では、経済産業省商務流通保安審議官が委嘱した環境審査顧問の意見を聴くとともに、事業者から提出のあった補足説明資料の内容を踏まえて行った。また、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき提出された環境影響評価法第10条第1項に基づく愛媛県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の6第2項の規定により届出のあった環境影響評価法第8条第1項に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して審査を行った。

2. 特定対象事業特性の把握

2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項

(1) 対象事業実施区域及び名称

所在地：愛媛県西条市喜多川853 他

名 称：西条発電所1号機リプレース計画

(2) 原動力の種類

汽力

(3) 特定対象事業により設置される発電設備の出力

項 目	現 状		将 来	
	1号機	2号機	新設1号機	2号機
原動力の種類	汽力	同左	汽力	現状どおり
出力（万kW）	15.6	25	50	現状どおり
合計（万kW）	40.6		75	

注：2号機は、昭和59年（1984年）にボイラを更新しており、当面、継続して活用する予定である。

2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化することとなるもの

(1) 主要機器等の種類

項 目		現 状		将 来	
		1号機	2号機	新設1号機	2号機
ボイラ	種 類	放射再熱 強制循環型	放射再熱 自然循環型	放射再熱 貫流型	現状どおり
	容量（t/h）	520	840	1,540	現状どおり
蒸気タービン	種 類	再熱復水型	同左	再熱復水型	現状どおり
	容量（万kW）	15.6	25.0	50.0	現状どおり
発電機	種 類	三相交流 同期発電機	同左	三相交流 同期発電機	現状どおり
	容量（万kVA）	19.2	28.5	55.6	現状どおり
主変圧器	種 類	送油風冷式	同左	導油風冷式	現状どおり
	容量（万kVA）	18	28	53	現状どおり
燃料貯蔵設備	種 類	屋内式貯蔵設備		現状どおり	
石炭灰貯蔵設備	種 類	屋内式貯蔵設備		現状どおり	
石膏貯蔵設備	種 類	屋内式貯蔵設備		現状どおり	

(2) 発電用燃料の種類

石炭は、既存の港湾設備を有効活用して船舶により受け入れ、発電所内にある既存の屋内式貯炭設備に貯蔵する。また、現状どおりバイオマス混焼も行う計画である。なお、副生ガス等の副生物を混焼する計画はない。

項 目	現 状		将 来	
	1号機	2号機	新設1号機	2号機
主な使用燃料の種類	石炭	同左	石炭	現状どおり
年間使用量	45万t	68万t	107万t	現状どおり

注：年間使用量の現状は実績値（年間利用率：1号機88%、2号機84%）を、将来の新設1号機は年間利用率を75%の場合の想定値を示す。

(3) ばい煙に関する事項

排煙脱硫・排煙脱硝・電気式集じん装置を設置し、適切な運転管理を行い、性能維持に努めることで、ばい煙の排出濃度及び排出量を低減する。

項 目		単 位	現 状		将 来	
			1号機	2号機	新設1号機	2号機
煙 突	種 類	—	多脚型		鉄塔支持型	現状どおり
	地上高	m	200		180	現状どおり
排出ガス量	湿 り	10 ³ m ³ N/h	648	918	約 1,800	現状どおり
	乾 き	10 ³ m ³ N/h	594	838	約 1,660	現状どおり
煙突出口ガス	温 度	℃	90	90	90	現状どおり
	速 度	m/s	30.7	28.3	約 30	現状どおり
硫黄酸化物	排出濃度	ppm	175	188	25	現状どおり
	排出量	m ³ N/h	104	158	約 42	現状どおり
	処理方法	—	湿式マグネシウム 石こう法	同左	湿式石灰石 石こう法	現状どおり
窒素酸化物	排出濃度	ppm	160	140	22	現状どおり
	排出量	m ³ N/h	91	121	約 41	現状どおり
	処理方法	—	乾式アンモニア 接触還元法	同左	乾式アンモニア 接触還元法	現状どおり
ばいじん	排出濃度	mg/m ³ N	46	45	5	現状どおり
	排出量	kg/h	27	39	約 9	現状どおり
	処理方法	—	電気式 集じん装置	同左	電気式 集じん装置	現状どおり

注：1. ばい煙の排出濃度は、乾きガスベースの値を示す。

2. 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、O₂濃度6%の換算値である。

(4) 復水器の冷却水に関する事項

放水口の位置は、複数案の中から温排水拡散予測結果等を踏まえ、準備書段階で決定する。

項 目		単 位	現 状		将 来	
			1号機	2号機	新設1号機	2号機
復水器冷却方式		—	海水冷却	同左	海水冷却	現状どおり
取水方式		—	表層取水	同左	深層取水	現状どおり
放水方式		—	表層放水	同左	表層放水	現状どおり
冷却水量		m ³ /s	5.8	8.4	約 22	現状どおり
			合 計 14.2		合 計 約 30.4	
復水器設計水温上昇値		℃	9.0	9.2	7	現状どおり
取放水温度差		℃	9.2 以下		7 以下	9.2 以下
塩素等薬品 注 入の有無	注入方法	—	海水電解装置で発生させた次亜塩素酸ソーダを取水口から冷却水に注入する	同左	海水電解装置で発生させた次亜塩素酸ソーダを取水口から冷却水に注入する	現状どおり
	残留塩素	—	放水口で検出されないこと	同左	放水口で検出されないこと	現状どおり

注：1. 将来の復水器の冷却水に関する事項は、放水口の位置の複数案いずれにおいても適用する。

2. 冷却水量には、補機冷却水を含む。

(5) 用水に関する事項

発電所において、現状どおり工業用水及び地下水を使用する計画である。

項 目		単 位	現 状	将 来
工業用水	日最大使用量	m ³ /日	2,800	約 5,000
地下水	日最大使用量	m ³ /日	1,100	約 1,000

(6) 一般排水に関する事項

施設の稼働に伴って発生する一般排水は、処理能力を増強する総合排水処理装置で適切に処理したのち、排水基準に適合する水質で発電所東側の海域に排出する計画である。

項 目		単 位	現 状	将 来
排水の方法		—	総合排水処理装置で処理後、排水口から海域に排出する。	現状どおり
排水量（最大）		m ³ /日	1,750	約 3,200
排水の水質	水素イオン濃度 (pH)	—	5.5～8.5	5.5～8.5
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	15以下	15以下
	浮遊物質 (SS)	mg/L	50以下	25以下
	窒素含有量	mg/L	60以下	30以下
	リン含有量	mg/L	8以下	4以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	3以下	1以下

(7) 騒音、振動に関する事項

主要な騒音・振動発生機器としては、ボイラ、蒸気タービン、発電機、通風機、ポンプ等があり、建屋内への設置等の対策により、騒音の低減に努めるとともに、強固な基礎を構築し、その上に機器を設置する等の対策により、振動の低減に努める。

(8) 工事に関する事項

① 工事の概要

主要な工事としては、土木建築工事、機器据付工事等があり、着工から運転開始まで約4年を予定している。

なお、既設1号機の撤去は、新設1号機が運転開始してから、設備の劣化状況や跡地利用計画を踏まえて検討することとしており、現時点では未定である。

② 工事期間及び工事計画

着 工 時 期：平成31年夏（予定）

運転開始時期：平成35年春（予定）

③ 工事工程

着工後の年数		1年目	2年目	3年目	4年目
着工後の月数	0	12	24	36	48
全体工程		▼ 着工		▼ 既設1号機 廃止	▼ 新設1号機 運開
土木建築工事		約37ヶ月			
機器据付工事			約23ヶ月		
試運転				約15ヶ月	
燃料タンク 撤去工事					

注：燃料タンク撤去工事は、1号機リブレース工事と工事工程が重ならないため、本事業の環境影響評価の対象外である。

(9) 交通に関する事項

① 工事中の主要な交通ルート

工事用資材、小型機器の搬入は、主に一般国道11号、主要地方道壬生川新居浜野田線及び市道西条駅前干拓地線を使用する計画である。また、大型機器等は、海上輸送する計画である。

② 運転開始後の主要な交通ルート

運転開始後には、発電所の補修用資材・運転用薬品等の運搬及び従業員の通勤等は、主に一般国道11号、主要地方道壬生川新居浜野田線及び市道西条駅前干拓地線を使用する計画である。また、石炭灰の搬出は海上輸送と陸上輸送の併用により運搬し、石こうの搬出は海上輸送により運搬する計画である。

(10) その他

① 地盤沈下

地盤沈下の原因となりうる地下水の使用は、工事中及び運転開始後において、現状よりも受水量を低減させる計画である。

② 悪臭

運転開始後において排煙脱硝装置に使用するアンモニア設備は、定期的に検査を実施し、設備の適正な維持管理を行うことによってアンモニアの漏洩を防止する。

③ 工事中の排水

工事中の排水は、仮設沈殿槽等にて処理した後、必要に応じて総合排水処理設備で適切に処理し、海域に排水する計画である。

④ 石炭粉じん

既存の屋内式貯炭設備及び密閉式運炭設備を最大限に有効活用するとともに、新たに設置する新設1号機用の運炭設備も、既設設備と同様に密閉構造にすることにより石炭粉じんの飛散を防止する。

⑤ 土壤汚染

工事中及び運転開始後において、土壤汚染の原因となる物質は使用しない。

なお、既存の燃料タンク等の撤去工事において、土壤汚染を発見した場合は、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づき適切に対応する。

⑥ 緑化計画

「工場立地法」（昭和34年法律第24号）に基づき、必要な緑地等を整備し、周辺環境に配慮した植栽を行う計画である。

⑦ 景観

「西条市環境基本計画」（平成19年 西条市）に配慮しつつ、発電所の建屋の色彩等について、周辺の景観との調和に配慮する。また、煙突等による圧迫感等の低減を図るとともに、眺望景観にも配慮する。

⑧ 産業廃棄物等

産業廃棄物は、工事中及び運転開始後において発生した廃棄物の有効利用に努め、有効利用が困難なものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等に基づき適切に処理する。

なお、既設1号機の撤去時期は、現時点では未定であるが、アスベスト含有箇所を撤去、解体することとなる場合は、関係法令に基づき適切に対応する計画である。

また、施設の稼働に伴い発生する石炭灰は、セメント原料等として極力有効利用する計画である。

⑨ 浚渫

浚渫を伴う海域工事としては、新設1号機用の取水口設置及び荷揚・揚油栈橋周辺の堆積土砂の掘削除去を行う計画である。また、選定する放水口の配置によっては、放水口においても浚渫を伴う海域工事が発生する可能性がある。

海域工事の実施にあたっては、汚濁防止膜を展張するなど濁水の拡散防止を図る計画である。

浚渫に伴い発生する土砂は、有害性を確認するとともに、海上又は陸上輸送により土砂処分場まで運搬した上で処分するなど、関係法令に基づき適切に処理する計画である。

なお、運転開始後においても、経年により発電所周辺の海域に土砂が堆積し、発電所の運用に支障を来すおそれが生じた場合には、必要に応じて堆積土砂の掘削除去を行う可能性がある。

⑩ 残土

工事に伴い発生する掘削土砂は、必要に応じて有害性を確認するとともに、発電所構内での埋戻しや盛土等に活用するなど有効利用に努め、有効利用が困難なものは、関係法令に基づき適切に処理する計画である。

⑪ 二酸化炭素

温室効果ガス（二酸化炭素）は、利用可能な最良の発電技術である超々臨界圧発電設備（USC）の導入による高効率化と適正な維持管理を行い、現状より単位発電量あたりの二酸化炭素排出量を低減する計画である。

なお、本事業の発電技術は、竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（経済産業省・環境省、平成25年）の「BATの参考表【平成26年4月時点】」（経済産業省・環境省）」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み（試

運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」について採用の検討を行った上で「(A)経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上の高効率の発電設備を採用する計画である。

また、電気事業連合会加盟会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者有志は、「電気事業における低炭素社会実行計画」(平成27年7月17日公表)を策定し、低炭素社会の実現に向けた自主的枠組みを構築しており、事業者もその枠組みである「電気事業低炭素社会協議会」に参画し、実行計画の実現に向けて最大限努力していく考えである。

⑫ その他

光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の原因の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出又は飛散を抑制するため、工事の実施段階にて、可能な範囲で低VOC塗料の使用を検討する。

3. 特定対象地域特性の把握

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

対象事業実施区域の位置する西条市は、愛媛県の東部に位置し、瀬戸内海(燐灘)に面している。気候は温暖で年平均気温は16℃前後、年間降水量は1,400mm程度の「瀬戸内式気候」である。

対象事業実施区域の最寄りの気象官署は、西南西約37kmの地点に松山地方気象台があり、西南西約8kmの地点に西条地域気象観測所がある。

西条地域気象観測所における至近30年間(1981年～2010年)の統計によれば、年間平均気温は15.9℃、年間平均風速は2.0m/s、年間最多風向は南南西、年間降水量は1,392.7mmとなっている。

(2) 大気質の状況

平成26年度末現在、対象事業実施区域を中心とした半径約20kmの範囲(以下「20km圏内」という。)には一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)が14局あり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気環境の常時測定が行われている。

a. 二酸化硫黄

20km圏内における二酸化硫黄の状況は、一般局13局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての測定局で長期的評価、短期的評価ともに適合している。また、20km圏内にある一般局における5年間(平成22年度～平成26年度)の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

b. 二酸化窒素

20km圏内における二酸化窒素の状況は、一般局6局で測定が行われて

おり、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての測定局で適合している。また、20km圏内にある一般局における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

c. 浮遊粒子状物質

20km圏内における浮遊粒子状物質の状況は、一般局13局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、長期的評価では全ての測定局で適合しており、短期的評価では3局で適合していない。また、20km圏内にある一般局における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

d. 微小粒子状物質(PM_{2.5})

20km圏内における微小粒子状物質の状況は、一般局4局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、いずれの測定局も長期基準、短期基準ともに適合していない。また、20km圏内にある一般局における3年間（平成24年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

e. 光化学オキシダント

20km圏内における光化学オキシダントの状況は、一般局6局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての測定局で適合していないが、愛媛県内での「光化学スモッグ注意報」は発令されていない。また、20km圏内にある一般局における5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向である。

f. 一酸化炭素

20km圏内における一酸化炭素の状況は、一般局1局で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、長期的評価、短期的評価ともに適合している。また、5年間（平成22年度～平成26年度）の年平均値の経年変化は、横ばい傾向である。

g. 有害大気汚染物質

20km圏内における有害大気汚染物質の状況は、1地点で測定が行われており、環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）の平成26年度における環境基準の適合状況は、4物質とも適合している。

h. 重金属等の微量物質

20km圏内における重金属等の微量物質の状況は、2地点（1地点ではニッケル化合物、ヒ素及びその化合物のみ）で測定が行われており、平成26年度におけるニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物、マンガン及びその化合物の測定結果は、1地点のヒ素及びその化合物を除き「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」による指針値を下回っている。

i. ダイオキシン類

20km圏内におけるダイオキシン類の状況は、2地点で測定が行われており、5年間（平成22年度～平成26年度）における環境基準の適合状況

は、いずれの年度でも両測定局で適合している。

j. 降下ばいじん

過去5年間（平成22年度～平成26年度）、20km圏内において降下ばいじんは測定されていない。

k. 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る苦情の発生件数は、平成26年度において西条市で0件となっている。

(3) 騒音の状況

① 環境騒音の状況

対象事業実施区域の周辺における環境騒音の状況は、西条市内の5地点で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、昼間、夜間ともに全ての地点で適合している。また、5地点における5年間（平成22年度～平成26年度）の測定値の経年変化は、各地点の昼間、夜間ともほぼ横ばい傾向である。

② 道路交通騒音の状況

対象事業実施区域の周辺における道路交通騒音の状況は、西条市内の3地点で測定が行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、全ての地点で昼間、夜間ともに適合していないが、1地点の夜間を除き自動車騒音の要請限度を下回っている。また、3地点における5年間（平成22年度～平成26年度）の測定値の経年変化は、各地点の昼間、夜間ともほぼ横ばい傾向である。

対象事業実施区域の周辺において主要地方道の1路線及び一般県道の1路線で道路交通騒音面的評価が行われており、平成26年度における環境基準達成率は、昼間が99.2～100.0%、夜間が全て100.0%である。

③ 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る苦情の発生件数は、平成26年度において西条市で4件となっている。

(4) 振動の状況

① 道路交通振動の状況

対象事業実施区域の周辺における道路交通振動の状況は、平成26年度において西条市内3地点で測定が行われており、全ての地点で道路交通振動の要請限度を下回っている。また、3地点における5年間（平成22年度～平成26年度）の測定値の経年変化は、各地点の昼間、夜間ともほぼ横ばい傾向である。

② 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る苦情の発生件数は、平成26年度において西条市で1件となっている。

(5) 悪臭の状況

① 悪臭の状況

対象事業実施区域の周辺における悪臭の状況は、平成26年度において西条市内の1地点で悪臭物質濃度測定が行われており、アンモニアが定量下限未満で規制基準に適合している。

また、測定地点の5年間（平成22年度～平成26年度）における測定値の経年変化は、アンモニア等が定量下限未満で推移している。

② 悪臭に係る苦情の発生状況

悪臭に係る苦情の発生件数は、平成26年度において西条市で5件となっている。

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

① 潮位

対象事業実施区域の周辺海域における検潮所として東予港検潮所があり、観測結果によると、東予港基準面に対して平均潮位は+2.01m、朔望平均満潮位は+3.80m、朔望平均干潮位は+0.17mとなっている。

② 流況

対象事業実施区域の周辺海域における流況は、概ね流速1ノット以下の半日周期の往復流が卓越しており、上げ潮時は東流、下げ潮時は西流となっている。

③ 流入河川

対象事業実施区域の前面海域である西条港周辺に流入する主要な河川は、二級河川の加茂川、中山川、渦井川等がある。

(2) 水質の状況

① 海域

対象事業実施区域の周辺海域における公共用水域の水質の状況は、愛媛県及び西条市により15地点で定期的に測定が行われている。

(a) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

対象事業実施区域の周辺海域における生活環境項目に係る公共用水域の水質測定は15地点で行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、化学的酸素要求量（COD）が9評価地点の全てで適合しており、富栄養化の指標となる全窒素及び全磷が5評価地点の全てで適合している。

対象事業実施区域の前面海域を代表する愛媛県測定の5地点における5年間（平成22年度～平成26年度）の経年変化は、化学的酸素要求量、全窒素及び全磷ともほぼ横ばい傾向となっている。

(b) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

対象事業実施区域の周辺海域における健康項目に係る公共用水域の水質測定は2地点で行われており、平成26年度における環境基準の適合状況は、いずれの地点も測定されている項目で適合している。

(c) ダイオキシン類

対象事業実施区域の周辺海域における公共用水域のダイオキシン類は、公表されている測定結果はない。

(d) 水温

対象事業実施区域の周辺海域における水温の状況は、前面海域を代表する愛媛県測定 of 5 地点の表層における平成 26 年度の測定結果は、表層水温が 9.4~28.0℃ の範囲にあり、地点間に明確な差はなく、概ね 9 月に最高、2 月に最低となる季節変化を示している。

② 河川

対象事業実施区域の周辺海域への流入河川における水質の状況は、愛媛県及び西条市により 7 地点で定期的な測定が行われている。

(a) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

生活環境項目の測定は 7 地点で行われており、平成 26 年度における環境基準の適合状況は、河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準点の 2 地点とも適合している。

愛媛県測定 of 2 地点における 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）の経年変化は、生物化学的酸素要求量（BOD）では 1 地点が減少傾向、もう 1 地点がほぼ横ばい傾向、富栄養化の代表的指標である全窒素及び全リンではそれぞれの 1 地点が増加傾向、それぞれのもう 1 地点がほぼ横ばい傾向となっている。

(b) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

健康項目の測定は 2 地点で行われており、平成 26 年度における環境基準の適合状況は、いずれの地点も測定されている項目で適合している。

(c) ダイオキシン類

周辺海域への流入河川におけるダイオキシン類は、公表されている測定結果はない。

③ 地下水

対象事業実施区域の周辺における地下水の水質測定は、平成 26 年度に西条市により水道水質基準の全項目調査が 12 地点で行われており、全ての地点で水道水質基準に適合している。

④ 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る苦情の発生件数は、平成 26 年度において西条市で 6 件となっている。

(3) 水底の底質の状況

対象事業実施区域の周辺海域における底質測定は、西条市により 1 地点で行われており、平成 26 年度の測定結果は、測定項目のうち亜鉛のみ 0.01mg/L（それ以外の項目は定量下限未満）検出されている。

なお、底質のダイオキシン類は、周辺海域では公表されている測定結果はない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌汚染の状況

対象事業実施区域の周辺における土壌のダイオキシン類測定は、平成 26 年

度市新居浜市内の1地点で行われており、測定結果は環境基準に適合している。

なお、平成28年6月現在、西条市内において、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」の指定区域はない。

② 対象事業実施区域の土地利用履歴

対象事業実施区域の敷地は、公有水面埋め立てによって造成された埋立地である。

このうち発電所敷地は、事業者が昭和20年代後半から昭和50年代前半にかけて、浚渫土、山土及び発電所から発生する石炭灰により埋め立てた土地である。

また、発電所北側隣接埋立地は、同様に事業者が昭和20年代後半から埋立工事を行っていたが、昭和53年に埋立権を愛媛県に譲渡し、その後、愛媛県によって埋立工事が続けられ、平成27年3月に竣工している。なお、当該埋立地は、これまで愛媛県以外の利用はない。

③ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る苦情の発生件数は、平成26年度において西条市ではない。

(2) 地盤の状況

① 地盤沈下の状況

地下水の過剰な揚水に伴う地盤沈下を防ぐため、通商産業省（現経済産業省）が全国的に行った地下水適正化調査では、西条市内で地下水の揚水に伴う地盤沈下は発生していない。

② 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る苦情の発生件数は、平成22年度～平成26年度において西条市ではない。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

① 陸上の地形

対象事業実施区域が位置する西条市は、愛媛県東部に広がる道前平野に位置している。

西条市の南部一帯及び西部は、西日本最高峰の石鎚山（海拔1,982m）を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景にして急峻な山岳地帯となっており、それ以外の地域は、比較的平坦で石鎚山系を源流とする水量豊かな加茂川や中山川をはじめ中小の河川が貫通している。

平地部の市街地を含む海域に面した地域は干拓地や埋立地となっており、対象事業実施区域は市街地前面海域の埋立地に位置している。

また、瀬戸内海沿岸の干潟が失われていく中で、加茂川河口・中山川河口・新川河口・高須海岸・河原津海岸には、まとまった面積の干潟が残っている。

② 海底の地形

対象事業実施区域及びその周辺の海域における海底地形の状況は、水深約10m以浅で、全体的に緩傾斜で沖に向かって深くなっている。

また、対象事業実施区域の前面海域西側には、加茂川や中山川に由来する比

較的まとまった干潟が広がっている。

(2) 地質の状況

① 陸上の地質

対象事業実施区域周辺の表層地質は、西条市の南部に位置する石鎚山系の急峻部は黒色片岩、砂岩・頁岩互層等となっており、中央平野部の加茂川に由来する三角州や干拓地は礫・砂・泥等となっている。

対象事業実施区域周辺の表層土壌は、西条市の南部に位置する石鎚山系の急峻部は褐色森林土壌、未熟土壌等となっており、中央平野部の加茂川に由来する三角州や干拓地は黄褐色土壌、灰色土壌、グライ土壌等となっている。

② 海底の地質

対象事業実施区域及びその周辺の海域における海底地質の状況は、前面が砂で沖に向かって泥となっている。

(3) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺地域における重要な地形、地質の状況は、陸域部に地震断層である岡村断層、活断層崖である石鎚断層崖及び湧泉・湧水群であるうちぬきが存在し、また、海域部に加茂川河口干潟が存在する。

なお、対象事業実施区域内には、「日本の典型地形 都道府県別一覧」及び「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版－危機にある地形－」に基づく重要な地形、地質は存在しない。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

① 陸域の動物の状況

対象事業実施区域及びその周辺における陸域に生息する動物の状況は、「自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局 生物多様性センターホームページ）等の既存資料により整理している。

対象事業実施区域及びその周辺において、哺乳類はコウベモグラ、アブラコウモリ、ハツカネズミ、タヌキ等14科35種、鳥類はヒドリガモ、コチドリ、ウミネコ、ハヤブサ、ヒヨドリ等58科260種、爬虫類はニホントカゲ、アオダイショウ、ヤマカガシ等5科9種、両生類はアカハライモリ、トノサマガエル、ツチガエル等6科11種、昆虫類はアオモンイトトンボ、オンブバッタ、クマゼミ、ナミアゲハ等121科977種の合計204科1,292種が確認されている。

② 重要な種及び注目すべき生息地の状況（陸域）

対象事業実施区域及びその周辺における重要な種は、哺乳類はシコクトガリネズミ、ヒメヒミズ、ノレンコウモリ等の4科6種、鳥類はオシドリ、チュウサギ、ヒクイナ、ミサゴ、コミミズク等33科79種、爬虫類はタカチホヘビ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等4科7種、両生類はイシヅチサンショウウオ、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル等6科10種、昆虫類はアジアイトトンボ、ヒメハルゼミ、ヘイケボタル、ウラナミアカシジミ等34科74種の合計81科176種が確認されている。

対象事業実施区域及びその周辺において、陸域の動物の注目すべき生息地

は確認されていない。

③ 海域の動物の状況

対象事業実施区域の周辺海域における海域に生息する動物の概要は、「加茂川河口生きもの調査」（平成25～26年 西条市）等により整理している。

a. 魚等の遊泳動物

魚類のカタクチイワシ、カレイ類、クロダイ・ヘダイ、スズキ類、タチウオ等の他、イカ類等の漁獲が確認されている。

また、対象事業実施区域の周辺海域に流入する加茂川や中山川の河口域等において、スズキ、クロダイ、ニホンウナギ、トビハゼ等の沿岸性魚類、通し回遊魚、干潟等に生息するハゼ類を中心とした種が確認されている。

b. 潮間帯生物(動物)

対象事業実施区域の周辺海域に位置する加茂川・中山川河口の干潟等において、軟体動物（ウミニナ、ヘナタリ、ハマグリ、ヤマトシジミ等）、節足動物（カニ類、スナモグリ類、ヨコエビ類等）、環形動物（ゴカイ類）等が確認されている。

c. 底生生物

エビ類、ガザミ類等の漁獲が確認されている。

d. 動物プランクトン及び卵・稚仔

動物プランクトン及び卵・稚仔に関する情報は、既存資料では確認されていない。

④ 重要な種及び注目すべき生息地の状況（海域）

対象事業実施区域の周辺海域における重要な種は、周辺海域に流入する加茂川・中山川の河口域等において、干潟や周辺の汽水域等に生息する軟体動物（貝類）、節足動物（カニ類）、脊椎動物（魚類）等の合計61種が確認されている。

なお、対象事業実施区域の周辺海域において、海域の動物の注目すべき生息地は確認されていない。

(2) 植物の生育の状況

① 陸域の植物相及び植生の概要

対象事業実施区域及びその周辺における陸域に生育する植物の状況は、「愛媛県総合科学博物館研究報告 第1号～第19号」（平成8年～平成26年 愛媛県総合科学博物館）等により整理している。

a. 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺では、シダ植物はスギナ、コシダ、トラノオシダ、ホシダ等25科127種、種子植物は裸子植物がアカマツ、クロマツ、ツガ、スギ等5科7種、被子植物のうち双子葉植物離弁花類がオオバヤシャブシ、アラカシ、コナラ、ケヤキ等78科460種、双子葉植物合弁花類がネズミモチ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホトケノザ等32科273種、単子葉植物がジャノヒゲ、サルトリイバラ、ニワゼキショウ、スズメノヤリ等25科309種の合計165科1,176種が確認されている。

b. 植生の概要

対象事業実施区域及びその周辺における植生の概要は、平野部では水田雑

草群落が多く分布し、河川沿いには塩沼地植生、カワラヨモギ群落等が分布している。丘陵地や山岳地にはスギ・ヒノキ・サワラ群落やシイ・カシ二次林、コナラ群落（Ⅶ）等が分布し、麓には常緑果樹園が分布している。海岸部の埋立地及び干拓地の大部分は、市街地、工場地帯、水田雑草群落からなり、一部で路傍・空地雑草群落が分布している。

対象事業実施区域は、工場地帯、路傍・空地雑草群落及び開放水域となっている。

② 重要な種及び重要な群落の状況（陸域）

対象事業実施区域及びその周辺においては、重要な種としてシダ植物はハマハナヤスリ、ミズワラビ、サンショウモ等13科34種、種子植物は被子植物のうち双子葉植物離弁花類がハンノキ、コギシギシ、コイヌガラシ、タコノアシ、ワレモコウ、ハマビシ等34科73種、双子葉植物合弁花類がハマサジ、ミゾコウジュ、カワヂシャ、フクド、カンサイタンポポ等19科76種、単子葉植物がアギナシ、スブタ、クロモ、ホシクサ、ミノボロ、シバスケ等15科96種の合計81科279種が確認されている。

対象事業実施区域の周辺では、重要な群落として「文化財保護法」の天然記念物に指定されている王至森寺のキンモクセイ、「愛媛県文化財保護条例」の天然記念物に指定され「自然環境保全基礎調査」の巨樹・巨木林にも選定されている天満神社のクスノキ等が確認されている。

なお、対象事業実施区域には、陸域の植物の重要な群落等はない。

③ 海域の植物の概要

対象事業実施区域の周辺海域に生育する植物の概要は、「愛媛県加茂川河口域の底棲動物群集」（平成12年 愛媛県総合科学博物館）等によれば、潮間帯生物及び海藻草類として、緑色植物のスジアオノリ、アオサ属、紅色植物のオゴノリ、種子植物のコアマモ等が確認されている。

なお、植物プランクトンに関する情報は、既存資料では確認されていない。

④ 藻場、干潟及びサンゴ礁

対象事業実施区域の周辺海域において、干潟及び藻場が確認されているが、サンゴ礁は確認されていない。

⑤ 重要な種及び重要な群落の状況（海域）

対象事業実施区域の周辺海域では、重要な種として緑色植物のホソエガサ、紅色植物のアサクサノリ、ホソアヤギヌ、種子植物のコアマモ等の12種が確認されている。

なお、対象事業実施区域の周辺海域において、海域の植物の重要な群落は確認されていない。

(3) 生態系の状況

対象事業実施区域周辺の生態系を基盤環境の特徴をもとに大まかに類型区分すると、1) 山地・丘陵地の樹林地、2) 平野の水田、河川、水路、干拓地、3) 埋立地の工場地帯、4) 干潟・海水面の干潟、海域の4区分となる。

類型区分1) の山地・丘陵地は南部に見られ、典型的な生息種としては、様々な環境を利用するタヌキ、樹林地及びその周辺を生息地とするジネズミ、アカネズミ、樹林性のコウチュウ類やチョウ類が生息する。上位性の種としては、

小型哺乳類、昆虫類等を餌とするキツネ、中型の鳥類等を捕食するオオタカ等が生息しており、これらが里山的な生態系を構成していると考えられる。

類型区分2) の平野部の大部分は、三角州、谷底平野及び干拓地によって構成され、典型的な生息種としては、水田等に依存するニホンアマガエル、トノサマガエル、河川等に生息するトンボ類がみられ、上位性の種としてはカエルや小動物を捕食するイタチやシマヘビ、河川や水田の淡水魚を捕食するコサギ等が生息しており、河川や水田、水辺環境を中心とする生態系を構成していると考えられる。

類型区分3) の埋立地は大部分が工場に利用されており、典型的な生息種としては、都市環境に適応しているメジロ、ムクドリ、スズメ、カワラヒワ等の小鳥類がみられ、上位性の種としてこれら小鳥類を餌とする猛禽類のハヤブサ等が確認されており、人工的な基盤環境に適応した動植物が生態系を構成していると考えられる。

類型区分4) の干潟・海水面は、瀬戸内海最大級の干潟に面し、沖合まで広域な泥・砂干潟が広がる。典型的な生息種としては、干潟に適応した貝類、エビ・カニ類等の底生動物、ハゼ類等の魚類がみられる。上位性の種としては、これら底生動物、魚類を餌とするシギ・チドリ、カモ類、猛禽類のミサゴ等が生息しており、干潟環境、沿岸地域に適応した動植物が生態系を構成していると考えられる。

なお、対象事業実施区域の陸域部は海面埋立てによる造成地の工場地帯に位置し、その大半が人工構造物やコンクリート・アスファルト等で占められ、それらを取り囲むように芝生や植栽樹など管理された緑地が分布していることから、その環境は類型区分3) に相当する。

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周辺における景観資源は、自然景観資源として加茂川や中山川河口周辺に広がる干潟、四国のみずべ八十八カ所に選定された西条アクアトピア等があり、人文景観資源として国指定史跡の法安寺跡、国指定名勝の保国寺庭園等がある。

対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望点は、干拓地や工場群を一望できる市民の森（八堂山）西条市役所考古歴史館、加茂川河口域の干潟が見渡せる龍神社等がある。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場としては、西条市西条運動公園、うちぬき広場等がある。

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 放射線の量

一般環境中の放射性物質の状況は、西条市内において平成24年7月から8地点で空間放射線量が測定されており、平成26年度における空間線量率は0.03～0.12 μ Sv/hであり、3年間（平成24年度～平成26年度）の空間放射線量の経年変化はいずれの地点でも横ばい傾向である。

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

平成27年10月における対象事業実施区域の位置する西条市の人口は108,244人、人口密度は212.6人/km²となっており、過去5年間の西条市の人口動態は減少傾向にある。

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

平成26年7月における西条市の産業構造は、総就業者数45,862人のうち、第一次産業が662人(1.4%)、第二次産業が13,792人(30.1%)、第三次産業が31,408人(68.5%)となっており、西条市の産業配置は、総就業者数で見ると、愛媛県の627,644人に対し7.3%となっている。

② 生産量及び生産額等

a. 農業

平成18年における西条市の農業産出額は150億円で、愛媛県の1,300億円の11.5%となっており、西条市の農業産出額は耕種の野菜が39億円と最も多く、次いで米、畜産の豚となっている。

b. 林業

平成22年2月における西条市の林野面積は35,450haであり、愛媛県の401,117haに対し8.8%となっており、経営形態別で見ると、国有林が7,505ha(21.2%)、民有林27,945ha(78.8%)と民有林が約8割を占めている。

c. 水産業

平成25年11月における西条市の経営体数は187経営体であり、愛媛県の4,045経営体に対し4.6%となっている。また、平成26年における西条市の魚種別漁獲量は合計1,045tであり、いわし類、がざみ類等が多く漁獲されている。

d. 商業

平成26年における西条市の年間商品販売額は約1,517億円で、愛媛県の約3兆1,373億円に対し4.8%となっている。また、平成26年7月における西条市の事業所数916事業所、従業員数6,042人は、愛媛県に対してそれぞれ7.0%、6.8%となっている。

e. 工業

平成25年における西条市の製造品出荷額等は約7,996億円で、愛媛県の約4兆678億円に対し19.7%となっている。また、平成25年末における事業所数253事業所、従業員数9,774人は、愛媛県に対してそれぞれ10.7%、13.0%となっている。

3.2.2 土地利用の状況

平成26年1月における西条市の総面積は491.94km²で、愛媛県の総面積5,048.21km²に対し9.7%となっており、土地利用としては、山林の208.51km²

(42.4%) が最も多くなっている。

対象事業実施区域及びその周辺の土地利用規制の状況は、対象事業実施区域が「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）に基づく都市地域に指定されている。また、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は、対象事業実施区域が工業専用地域及び工業地域に指定されている。

3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域に流入する主な河川としては、二級河川である加茂川、中山川、渦井川等がある。

これら河川での利水状況は、加茂川水系の黒瀬ダム貯水池を水源とする工業用水道（愛媛県西条地区工業用水道）があるほか、加茂川、中山川、渦井川の各水系の伏流水を主な水源とする上水道（西条地区、東予地区他の上水道及び簡易水道等）がある。

また、加茂川、中山川、渦井川及び猪狩川においては、下流域の海藻類・貝類を対象とした第1種共同漁業権や各種の淡水魚類を対象とした第5種共同漁業権が設定されている。

(2) 海域の利用状況

対象事業実施区域の周辺海域は、「港湾法」（昭和25年法律第218号）に基づく重要港湾東予港の港湾区域と、「港則法」（昭和23年法律第174号）に基づく西条港等の港域に指定されている。

漁業権の設定状況は、のり養殖等を対象とした区画漁業権及び海藻類や貝類等を対象とした共同漁業権が沿岸の広範囲に設定されている。

(3) 地下水の利用状況

対象事業実施区域の位置する西条市は、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたって形成されており、一帯では15～20mの鉄パイプを打ち込むだけで、良質かつ豊富な地下水が自然に湧き出してくる。このため、西条市においては上水道・簡易水道、農業用水、工業用水など数々の産業に地下水が利用されている。

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

① 道路

対象事業実施区域の周辺における主要な道路として、高速自動車国道では松山自動車道、一般国道では一般国道11号、一般国道194号及び一般国道196号、主要地方道では壬生川新居浜野田線（県道13号線）等、一般県道では飯岡玉津線（県道139号線）等がある。

主要な道路における平成22年度の交通量測定結果によると、昼間（12時間）の交通量が多い路線及び測定点は、主要地方道の壬生川新居浜野田線（県道13号線）の西条市北新田で約31,000台等となっている。

② 鉄道

対象事業実施区域の周辺における鉄道として、四国旅客鉄道株式会社の予讃線があり、最寄りの駅として伊予西条駅が利用されている。

平成25年度における伊予西条駅の輸送実績は、普通旅客の乗車人員が約18万人、降車人員が約17万人となっている。

(2) 海上交通

対象事業実施区域の周辺海域は、重要港湾東予港となっており、港内航路（西条航路）等がある。

平成25年における東予港の入港船舶隻数は9,734隻、海上貨物の移出・輸出量はそれぞれ約2,419千トン、約1,703千トン、移入・輸入量はそれぞれ約5,172千トン、約1,520千トンとなっている。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域に最も近い学校、病院等は、対象事業実施区域の南約600mにみどり保育園、南東約700mに西条中央病院、南東約500mについたちの里（特別養護老人ホーム）がある。

また、対象事業実施区域の周辺における住宅の配置の状況は、複数の民家が対象事業実施区域の西側の道路を挟み隣接しているが、主要な発電設備を設置する燃料タンク撤去跡地からは約350m程度離れている。

3.2.6 下水道の整備状況

平成26年度末における西条市の下水道の普及率は、公共下水道が54.0%、コミュニティ・プラントが1.9%、農業集落排水施設が1.4%で、全体で57.3%となっている。

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

平成25年度における一般廃棄物の排出量（集団回収量を含む。）は、西条市では46,862t、愛媛県全体では478,203tであり、そのうち資源化量（集団回収量、直接資源化量、処理後再生利用量の合計）は、西条市では4,983t（10.6%）、愛媛県全体では87,766t（18.4%）となっている。

(2) 産業廃棄物の状況

平成21年度における愛媛県の産業廃棄物の排出量は8,005千tであり、そのうち再生利用量は2,253千t（28.1%）となっている。

対象事業実施区域から半径約50kmの範囲にある市町村の産業廃棄物処理施設数は、平成28年5月において中間処理施設が1,052施設、最終処分場が67施設である。

4. 環境影響評価項目

事業者が選定した環境影響評価項目は以下のとおり。

なお、放射性物質に係る環境影響評価項目については、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、事業者は選定していない。

【環境影響評価の項目】

影 響 要 因 の 区 分 			
---	--	--	--

- 注：1. は、「発電所アセス省令」に記載のある参考項目であることを示す。
2. 「○」は、参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定する項目を示す。
3. 「◎」は、参考項目以外に、環境影響評価の項目として選定する項目を示す。

5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について

事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について審査した結果は、以下のとおりである。

環境影響評価項目は、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」（以下「発電所アセス省令」という。）第21条第1項第2号に定める火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の環境影響評価の参考項目（以下「参考項目」という。）及び第26条の2第2項に定める放射性物質に係る規定を勘案して選定されており、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえると概ね妥当なものと考えられる。

① 参考項目以外で選定している項目

環境要素			影響要因	審査結果
大気環境	大気質	重金属等の微量物質	施設の稼働（排ガス）	施設の稼働（排ガス）に伴う重金属等の微量物質について、燃料の石炭中に重金属等の微量物質が含まれており、施設の稼働に伴い発生するおそれがあることから、施設の稼働（排ガス）に伴う重金属等の微量物質を環境影響評価項目に選定することは妥当であると考えられる。
	その他	低周波音	施設の稼働（機械等の稼働）	対象事業実施区域の近傍に民家等が存在することから、施設の稼働に伴う低周波音を環境影響評価項目として選定することは妥当であると考えられる。

② 追加選定を検討する必要がある項目

なし

6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえて審査を行った結果は、以下のとおりである。

調査及び予測の手法は、発電所アセス省令第23条第1項第2号に定める参考項目に係る参考となる調査及び予測の手法並びに第23条第2項に定める手法の簡略化を基に選定されており、評価の手法は発電所アセス省令第26条に定める評価の手法の選定の留意事項を踏まえたものとなっていることから、概ね妥当なものと考え

えられる。